

裁判官さん 弁護士さん 聞いて下さい!!

私の6月4日の年休は、

間違いなく助役さんが“OK”と認めてくれたのです!

11月28日、柳楽さんの本人訴訟第1回裁判が開催されました。

柳楽さんは、冒頭意見陳述で堂々と真実を訴えました。(裏面に、柳楽さんの「意見陳述」の全文を掲載しています。)

ところで会社側は、柳楽さんの訴えに対する答弁書で、

- ① 柳楽さんの6月4日の年休請求に対し、管理者が年休をOK(約束)した事実はない。
- ② 柳楽さんの6月4日の年休請求は、事業の正常な運営が妨げられると判断し、時季変更権を行使した。

と述べています。(会社側 答弁書P-3頁)

しかし、①で「6月4日の年休をOK(約束)した事実はない。」と主張しながら、柳楽さんと管理者との“やり取り”の具体的事実関係については、「追って答弁する。」(会社側 答弁書P-8頁)と、弱々しく述べるだけで具体的認否を示さないでいるのです。

また、②で「6月4日の年休請求に対し、時季変更権を行使した。」としながら、時季変更権を行使する必要があった具体的事実関係(代替え要員がいなかった。年休請求者が多数いて順番が悪かった etc)については、まったく明らかにされていないのです。

注目して下さい!!

次回裁判は2020年2月6日16時からです。

柳楽さんは、今後、会社の年休権の不当な取り扱いを具体的に明らかにして行きます。

※「ナギさんNEWS」は、柳楽さんの年休権本人訴訟に関する情報として、今後発行します。



意見陳述書

2019年11月28日

原告 柳楽 関

私は本件当時、JR東海労働組合新幹線関西西地方本部の副委員長をしており、会社との交渉や、苦情処理会議の組合側幹事を務めていました。その様な関係もあり、組合員が出向しているSEKという関連会社との団体交渉に団体交渉委員として出席することになっていました。

団体交渉の開催日は6月4日でした。ところが私は、団体交渉の開催日を6月6日だと勘違いして、年休請求を行っていませんでした。すると、6月分の年休の申し込みが終了した5月20日以降に、私は戸塚助役から「追加の年休はないですか？」としきりに打診を受けました。また、「組合の行事で休む日はないですか？」とも聞かれました。しかし、私は何のことかわからず、「別はないよ。」と答えていました。ところが5月25日、浦谷書記長からのメールで、私はSEKとの団体交渉開催日を勘違いしていることに気がきました。そして、なぜ戸塚助役がしきりに追加年休を打診していたのかの理由がわかりました。戸塚助役は6月4日に開催されるSEKとの団体交渉に、私が出席することを事前に連絡を受けていて、私が6月4日に年休を申し込むことを見越して準備をしていたものの、6月4日に年休の時季指定をしなかったことから、しきりに打診をしていたのです。

そこで私は、慌てて5月27日に6月4日の年休を請求しました。そして、年次有給休暇申込簿に記載した直後に、庁舎4階詰め所で戸塚助役に発給の如何を尋ねました。

そしたら、裁判官さん 会社の弁護士さん！ 聞いて下さい。私の6月4日の年休を、助役さんがOKと認めてくれたのです。間違いありません！！ 具体的には、戸塚助役は私に向かってこの様に親指を立てて、とても嬉しそうに「年休OKです！ 出ます。枠が取ってありました！」と、回答しました。そこで私が「凄いですね！」と言ったら、「そうでしょ！」と、ドヤ顔で答えました。その場には多くの社員がおり、この二人のやり取りを聞いていましたから、間違いありません。私も助役さんからOKをもらってホッとしました。

ところが前日の6月3日、戸塚助役と佐々木助役の二人が申妙な顔つきで現場詰所にいた私の前に現れ、「6月4日の年休は出ません、申し訳ありません。」と言いながら、この様に深々と頭を下げました。そこで私は、「出ると言ったやないですか、再考して下さい。」と言いました。それにしても、これまで会社が時季変更権を行使する際に、この様に、わざわざ現場詰所まで、しかも助役さんが二人で下りてきて、本人に年休が出ないことを伝えることなどはありませんでした。普段は、あくる日の担務分担当表が当日のほしい昼休憩前後に発表になり、その担務分担当表を見て年休が発給されているかどうかを知ることになります。おそらく助役さんは、OKしていた年休を出さないことにしたことから、この様な対応をしたのだと思います。だから、現場詰所に異様な雰囲気伝わって、後で何人かに「戸塚助役と佐々木助役は、何で頭を下げていたの？」と聞かれました。

そして、勤務終了前には、庁舎4階の企画科カウンターの前で、戸塚助役に再考を質したところ、「突発休が発生した」「年休は出ないが午後半休は出る」と言ってきましたので、「それなら、午前中だけ内勤の人を使えばいいではないか」と助言しました。すると戸塚助役は、「内勤者は追加年休の社員には充当してこなかったから、前例がないからダメです。」「内勤の社員は突発休のみ対応しています。」「そういうフォーマットもあります」との回答に終始しました。その結果、私は6月4日の年休は取得できず、団体交渉にも出席できませんでした。

5月27日に戸塚助役が私に言った「年休OKです」という回答は、私に対して、年休を間違いなく発給するという約束です。つまり、私が請求した6月4日の年休は、5月27日に確定しているのです。今後、会社にこの様な不法行為を繰り返させないためにも、公平で公正な判決をお願いします。

以上